第五十二条の二		
第五十二条の四第一項各号列記以外の部分	法	法第百六十条の二第三項及び第百六十一条第五項の規定により連合会が老齢年金給付の額に加算する額及び支給する一時金たる給付並びに法第百六十二条第二項の規定により連合会が支給する	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）第百六十条の二第三項、第百六十一条第五項及び第百六十二条第二項に規定する交付金並びに	平成二十五年改正法附則第六十一条第四項の規定によりなおその効力を有するものとされた改正前厚生年金保険法第百六十二条第二項に規定する交付金及び
第五十二条の四第一項第一号	法 基金	遺族給付金	連合会遺族給付金	平成二十五年改正法附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金
第五十二条の二第一項前段において準用する第二十六条の二第一項及び第三項各号列記以外の部分		遺族給付金	連合会遺族給付金	
第五十二条の四第二項前段において準用する第二十六条の二第三項第三号		給付対象者	解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金（以下「旧厚生年金基金」という。）の加入員であった者	
第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七条の二第一項		遺族給付金	連合会遺族給付金	
第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七条の二第一項第一号		加入員又は	解散した旧厚生年金基金の	
第五十二条の四第二項前段において準用する第二十七条の二第三項第二号		法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法	
第五十二条の四第二項前段において準用する第二十八条第一項		遺族給付金及び障害給付金	連合会遺族給付金	

第五十二条の五第二項前段において準用する第二十六条の五及び第二十七条の二第二項	障害給付金	連合会障害給付金
第五十二条の五第二項前段において準用する第二十七条の二第三項第一号	加入員又は	解散した公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十号に規定する旧厚生年金基金の
第五十二条の五第二項前段において準用する第二十七条の二第三項第二号	法	平成二十五年改正法附則第三十八条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法
第五十二条の五第二項前段において準用する第二十八条第一項	遺族給付金及び障害給付金	連合会障害給付金
第五十四条第一項において準用する第十九条	基金	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下「存続連合会」という。）
	加入員若しくは加入員であった者又はこれらの者の遺族	存続連合会が年金たる給付又は一時金たる給付の支給に関する義務を負っている者

（移換金に関する経過措置）

第六十五条　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた同項に規定する改正前厚生年金保険法の規定を適用する場合においては、改正前厚生年金保険法第百六十五条第二項中「連合会」とあるのは、「公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号）附則第三条第十三号に規定する存続連合会（以下この条及び第百六十五条の四において「連合会」という。）」とする。

2　平成二十五年改正法附則第六十二条第一項の規定の適用については、廃止前厚生年金基金令第五十二条の五の二第一項及び第四項、第五十二条の五の三（第三項を除く。）、第五十二条の五の四並びに第五十五条の四第二項から第四項までの規定は、なおその効力を有する。この場合において、次の表の上欄に掲げる廃止前厚生年金基金令の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の下欄に掲げる字句とする。

第五十二条の五の二第一項	法	公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律（平成二十五年法律第六十三号。以下「平成二十五年改正法」という。）附則第十二条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた平成二十五年改正法第一条の規定による改正前の厚生年金保険法（以下「改正前厚生年金保険法」という。）